

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>アップロードした者よりダウンロードしたの方がいけないという場当り的な著作権法の改正が行われ、問題の本質を無視した無意味なものとなっており、「違法なものとしながら」という条文はあまりに曖昧すぎなうえ、人の心に踏み込んだものとなっているように感じます。</p> <p>そしてそれを使って日本レコード協会が携帯電話に関する著作権検閲を始めようとしているという話を聞きました。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	著作権法第30条第1項第3号を削除する。